

定款一部変更の件

1. 定款変更の目的

経営体制の一層の充実を図るため、新たに「名誉相談役」「最高顧問」を選定できるよう変更を行います。

2. 定款変更の内容

変更内容は以下のとおりです。

3. 日程

定款変更の会員総会決議日 及び効力発生日は 2011 年年 6 月 30 日（木曜日）です。

現 行 定 款

（顧問・相談役）

第 20 条 本協会に顧問及び相談役をおくことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事長が推薦し理事会の承認を得て委嘱する。

変 更 案

（相談役・顧問）

第 20 条 本協会に相談役及び顧問をおくことができる。

- 2 相談役及び顧問は、理事長が推薦し理事会の承認を得て委嘱する。
- 3 相談役及び顧問のうちから、理事長は理事会の承認を得て名誉相談役および最高顧問を委嘱することができる。